

平成27年3月24日
沖縄県

「地域建設業経営強化融資制度」の概要

本融資制度は、政府の「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進することを目的として国土交通省が制度を策定しました。

沖縄県においても、公共工事の請負者が同制度を活用できるよう取扱いを定め、平成20年12月15日から適用しています。

1 制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下、「建設業者」という。）から債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が建設業者に対して、当該工事に係る融資を行うものです。

債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、一般財団法人建設業振興基金が債務保証を行います。

また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、保証する範囲内において金融保証を行います。

2 対象となる建設業者

本制度の対象となる建設業者は、公共工事を受注・施工している中小・中堅建設業者（資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は従業員数1,500人以下）です。

3 対象となる工事

沖縄県が発注する建設工事を対象とします。

ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とします。

4 手続の流れ

別紙参照。

5 債権譲渡の承諾

建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、建設工事請負契約書に基づき、発注者の承諾を得る必要があります。

6 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

7 債権譲渡先

事業協同組合又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適當と認める民間事業者であり、建設業者への資金供給の円滑化に資する資金貸付事業を行う者。

8 その他

- (1) 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべき制度ですので、債権譲渡の申請をしたことをもって経営状況が不安定であるとみなすことはありません。
また、入札契約手続き等で不利益な対応を受けることもありません。
- (2) 請負者は、本制度又は下請セーフティネット債務保証事業による融資制度を選択して利用できます。
- (3) 本制度又は下請セーフティネット債務保証事業による融資制度に係る借入金の額は、経営事項審査において、負債合計額から控除することができます。

9 実施時期

本制度は、平成20年12月15日から、当面、平成28年3月末までの措置とします。

(施行日：平成27年4月1日)

10 本制度に関する相談

沖縄県建設事業協同組合 (TEL:098-878-1810 FAX:098-878-7767)

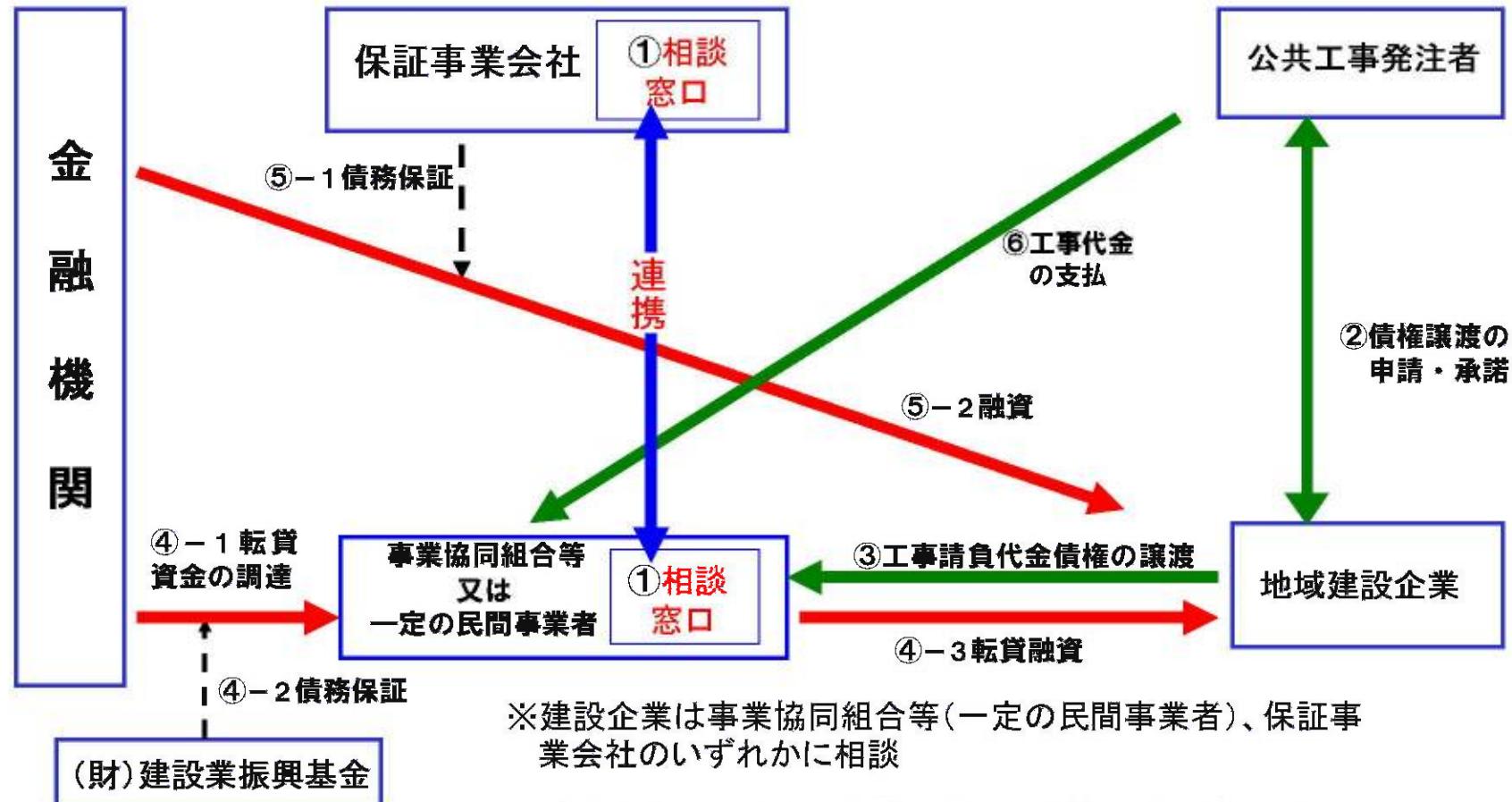
株式会社建設総合サービス (TEL:06-6543-2848 FAX:06-6543-2849)

11 本制度に関する情報（国土交通省ウェブサイト）

URL:https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000011.html

地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



※建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることにより、出来高を超える部分を含め融資

地域建設業経営強化融資制度の具体的なイメージ

